

第三批判「序論」にみるカントの哲学体系

細 谷 章 夫

1

ここ数年間、私はカントの第三批判に目をむけて研究してまいりました。今日は研究発表大会ということですので、どなたにも議論に参加いただけるようにと、表記のようにややひろいテーマをとりあげました。したがいまして、すべて確信をもって主張しうるといったことではなく、今のところではこれこれこのように考えています、ということをも含め、発表してまいりたいと思います。⁽¹⁾

さて、この発表での私の問題は次のとおりです。カントは判断力を悟性と理性の中間項として位置づけ、ある箇所でそれが悟性の支配する自然概念（理論的部門）と理性の支配する自由概念（実践的部門）を結びつけるかのような表現（^{XXI-XXV}_{C245-247}）をしているのですが、カント批判哲学の体系において、事実そのように結びつけられているのだろうか、という問題です。それに対して、私の結論は次のとおりです。カントの批判哲学の側面からいえば、必ずしもそのようになっていない。第三批判は合目的性の概念を導入することにより、かえって美の本質の解明と、自然統一として合目的な自然観の解明に成功したことであるということ。したがって極論すれば、自然概念と自由概念を判断力によって結びつけたことよりも、それらに加えてさらに、美の概念と自然の統一概念をつけ加えたことになってしまった、といいたいところです。カントの意図をくみとつていえば、カントは自然概念と自由概念とさらには美の概念の三者をなんらかの仕方で統一しようと意図したけれども、残念ながら自然統一の合目的性の概念ではそれが十分には果たされなかつたのではないか、あるいはその三者に対して結果的に合目的な自然観をつけ加えただけになってしまったのではないかということなのです。よりカントに同情的にいうならば、カントの批判哲学の側面から、三者の統一的な結合は成功しなかったが、さらに合目的な自然観を含めての統一ある関連が、形而上学の課題として残されたままになっている、カントの仕事は基本的に理性批判の予備学にとどまったのではないか、ということです。誤解を避けるためにこの問題とその結論をも少し詳しく述べてみましょう。

いま、「序論」のⅢ（^{XX-XXV}_{C244-247}）をみてみましょう。表題は「哲学の二つの部門を一つの全体へと結びつける手段としての、判断力の批判について」です。ここで二つの部門とは、悟性の支配する自然概念（理論的部門）と理性の支配する自由概念（実践的部門）のことです。つまりあきらかに、この二つの部門を結びつけるものとして、悟性と理性の中間項としての判断力を考え、その判断力は悟性や理性がア・プリオリな原理をもっていたとのアナロジーから、判断力それ自身のう

ちにア・プリオリな原理をもつと推測しうる根拠があるとさえいっているのです (XXI_{C245})。そのあとで、またカントは次のようにもいいます。すべての心の能力は三つの能力に還元されるとして、認識能力、快と不快の感情、そして欲求能力をあげているのです。もちろん悟性に認識能力が対応しますし、理性に欲求能力が対応することになります。すると認識能力と欲求能力との間に快と不快の感情があるわけですから、悟性と理性の間に判断力がいわば中間項として含まれていることになります。まあここまでよしとしましょう。問題は次のようにカントは述べているのです。「それだから、少なくともさしあたり推測されうることは、この判断力が同様にそれ自身だけでア・プリオリな原理を含んでいるということ、そして快と不快は必然的に欲求能力と結びついているのだから（快あるいは不快が、下位の欲求能力の場合のように欲求能力の原理に先行しようとも、あるいは上位の欲求能力の場合のように道徳的法則によって、欲求能力の規定からのみ出てくるとしても）、判断力は純粹な認識能力から、すなわち自然概念の領域から自由概念の領域への移行をもたらすのは、ちょうど論理的使用における判断力が、悟性から理性への移行を可能にさせるのと同様であるということである」(XXIV_{C247}) この引用文の要点は、さしあたり推測されうこととして次の2点を指摘していることです。一つはこの判断力が悟性や理性のようにア・プリオリな原理を含んでいると考えられること、次に、判断力が自然概念の領域から自由概念の領域への移行をもたらすのではないか、と考えられること、その根拠としてここでは欲求能力が快の感情と結びついていることがあげられております。最初の判断力がア・プリオリな原理をもつことは、すでに序論で示されることになります。結論は快の感情はア・プリオリな構成的原理であり、合目的性を基礎とする自然観には統制的原理としてのア・プリオリ性があることになります。問題は二番目の推測なのです。判断力が自然概念の領域から自由概念への移行をもたらすということの意味が、どうもはつきりしないのです。第三批判の内容を知らず、ここだけを読む人は快の感情が自然概念の領域から自由概念への移行をもたらすかのように思いこむことになりそうです。実際はけしてそうではないのです。第三批判そのものは快の感情を基礎とする美の解明と合目的な自然観とをその内容としているのです。自然概念の領域から自由概念への移行、あるいはその両者の結びつきをいうのなら、あきらかに合目的な自然観の部分、すなわち目的論的判断力のほうがそれにふさわしいのです。そしてまたカントはすべての心の能力が三つの能力に還元されるとしているのですから、この目的論的判断力は、この三つの能力を関連づける能力であると当然考えられるのです。ここで、ひとつ「序論」の最後にかかげられている表を見てみましょう。

| 心の全能力 | 認識能力 | ア・プリオリな原理 | 適用されるもの |
|---------|-----------|---------------------|---------|
| [心の能力] | [上級の認識能力] | | [産物] |
| 認識能力 | 悟性 | 合法則性 | 自然 |
| 快と不快の感情 | 判断力 | 合目的性 | 芸術 |
| 欲求能力 | 理性 | 究極目的 | 自由 |
| | | [同時に法則である合目的性（拘束性）] | |
| | | | [人倫] |

細谷：第三批判「序論」にみるカントの哲学体系

[注] この表はだいたいにおいて「序論」およびそれに先立って書かれた、いわゆる「第一序論」の表をも参照し、合成して作られたものです。〔 〕内の文字は「第一序論」のもので、例えば「序論」で「心の全能力」、「認識能力」……となっているところが「第一序論」では「心の能力」、「上級の認識能力」となっているとの意味です。

この「表」を見てはっきりしていることは、自然概念の領域と自由概念の領域ばかりでなく、芸術にかかる美の領域をも「合目的性」の概念のもとにおいて、関連づけるはずの目的論的判断力が全く現れていないということです。「表」に出ている判断力は快と不快の感情にかかるかぎり、それは美感的判断力なのです。第三批判は「判断力批判」といっても、美の解明（能力としては快と不快の感情）である美感的判断力と、主として合目的な自然観をテーマとする目的論的判断力に区別できるのです。美の解明と合目的な自然観を「判断力」という能力のもとに包みこむことにかなり問題があるようにみえますが、カントには自然なことなのです。なぜならば、この両判断力が共通であるのはそのア・プリオリな原理に関して「合目的性」という共通項をもっているからです。それが「表」にも出ています。だからといって、この「表」での判断力が目的論的判断力を含めていて、三つの領域の関連が暗示されているということにはなりません。快と不快の感情を能力としている限り、ここでの判断力は美感的判断力としか考えられないからです。ですから、この「表」においては、三つの領域の関連を示す、あるいは結びつきを示すために機能するはずの目的論的判断力は、背後にかくれたままになっている、とみるのがごくあたりまえの考え方です。だからこの「表」は三つの能力に対して三つの領域が示された「表」でしかない、とみるしかありません。さきの引用文でのカントの主張はおかしな問題設定なのか、ということになりかねませんが、そうではありません。よく見てください。カントはそこで、自然概念の領域から、自由概念への領域への移行を可能にするものとして、「論理的使用における判断力」を考えていること、それは目的論的判断力を意味しているからです。

以上のような考え方立っても、それではその目的論的判断力によって、三つの領域の関連、ないしは結びつきが示されたか、という問い合わせに対して、どうもうまくいかなかったのではないか、かえって合目的な自然観に関する、もう一つの世界を提示（そのこと自体は哲学的に大切であります）したにおわったのではないか、というのが私の考え方なのです。もっと率直に申しますと、カントの意図は（それは「序論」によく表れているのですが）、その三つの領域を結びつけようとするところにあった。しかし第三批判の「序論」では、一方でその意図を表明しながらも、他方では、判断力に美感的判断力と目的論的判断力があって、それらには共通点があるということをしきりに強調していることです。すでに共通の原理として「合目的性」をあげましたがそればかりではありません。私の理解では「反省的判断力」「描写」という概念を付してまで、両判断力の間の共通性を強調するのです。共通の原理である「合目的性」をとりましても、その内容をみてまいりますとかなり別のものとの印象をぬぐえません。美感的判断力の合目的性は快の感情を生ぜしめる根拠としての合目的性であり、それはカントの主張によれば、対象の表象と認識能力、とりわけ直観から概念へ、あるいは概念から直観へと働く想像力〔構想力〕の間に生ずる合目的性なのです。です

から対象の表象と認識諸能力間に生ずる合目的性そのものは、快の感情の根拠として、与えられているだけで、その合目的性そのものが与えられているわけではありません。いいかえれば、その合目的性は快の感情の説明根拠として与えられているだけなのです。それに対して、目的論的判断力の合目的性は合目的な関連を諸認識をふまえて見い出していこうとするところにあります。まず私たちに与えられている諸認識を基礎におくこと、しかしそれら諸認識の関連に関してさらに合目的な関連を見ていこうということにあります。たとえば有機体においてはそのような合目的な関連を見い出すことが有用な知識となることはいうまでもありません。たとえば血液の循環は機械論的説明では十分ではなく、合目的な関連によって十分に納得させられるものです。ですからこのような合目的な原理を対象のうちに認めていくかぎり、(とくに有機体の認識ではそれが重要になります)、合目的な関連は対象そのもののうちに見い出されるものなのです。カントはこの原理を有機体ばかりでなく自然全体にまでおよぼそうと考えます。自然全体それ自身が有機体かどうかは別として、合目的性のこの原理を適用させていくことを認めようというわけです。より正確にいえば、ここでの合目的性は超越論的原理として、つまり格率として機能していることを述べているのです。ですから、そこでは合目的性の原理は一つの指導原理として発見の原理ともなりうるのです。いいかえれば、それは悟性による構成的原理としての認識とは異なって、やや客觀性の度合いの弱い認識として、つまり統制的原理による認識として認めようというわけなのです。ですからこの目的論的判断力の合目的性が美感的判断力の合目的性とどんなに異質なものかおわかりでしょう。

「描出」にいたっては、本来美感的判断力を特色づける概念と理解したほうがいいぐらいなのですが、「序論」では両判断力に共通な概念として登場するのです。簡単に両判断力における「描出」を説明しておきましょう。この概念は合目的性の概念にかかわる概念です。「描出」とは要約すれば合目的性の表現、あるいは展開をいうのです。ですから美感的判断力における「描出」とは、あらかじめ把握された合目的性の概念を実現するという、もっぱら芸術の創作活動における側面と、美しいものを美しいと感じ、カントの理論に従えばある対象の表象と認識諸能力との間に、合目的性をつくりあげていく、鑑賞との側面があるからです。「描出」とは芸術の創造の点からいえば、作品化であり、それはとりもなおさず新しい美の発見ということになります。芸術の鑑賞および自然美を美しいと感ずる観点からいえば、美しいと感じること自体が「描出」ということです。それに対して目的論的判断力における「描出」とはどういうものでしょうか。「描出」が合目的性の表現あるいは展開ですから、もっと単純です。自然を対象とする諸認識をふまえて、それら諸認識の間に合目的な関連を具体的に発見することに尽きります。

次に「反省的判断力」です。「反省的判断力」に対するよく知られた定義があります。要約すれば、一般に判断力とは特殊的なものを一般的なものの下に含まれている、と考え能力です。その場合、一般的なものが、規則として、あるいは原理、法則として与えられていれば、そのような判断力は規定的判断力といわれます。それに対して、一般的なものが与えられていて、特殊的なものだけが与えられていて、その特殊的なものから逆に一般的なものを求めようとして働くのが、反省的

判断力である（^{XXVI}_{C248}）とカントはいいます。この規定的判断力とは具体的にはカテゴリーです。反省的判断力である美感的判断力、そして目的論的判断力はいずれもカテゴリーとは異なった種類の働きであることが直ちに理解されます。すなわち、「与えられている特殊的なものから、一般的なものを求める」ということが反省的判断力におけるポイントになるわけです。実はこの反省的判断力と規定的判断力に関しては申しあげたいことが多いのですが、ここでは反省的判断力のこの点にかぎって話をすすめていくことにいたします。

反省的判断力が与えられた特殊的なものから一般的なものを求める働きなのですから、その美感的判断力、そして目的論的判断力において、その「特殊的なもの」と「一般的なもの」とが何であるのか、そのとき「反省的」とはどのような事態なのかを示せばいいわけです。単純化して申しますと両判断力において、「一般的なもの」とは「合目的性」です。そう申しますと合目的性が最初から与えられているように見えますが、それは形式的に、それを目ざしているというだけで、具体的にはその合目的性が与えられているわけではありません。それこそ、個々の特殊的なものから、目標対象である一般的で合目的なるものを形成しうるかどうかにあるわけで、合目的なものが与えられているわけではないのです。それではまず、目的論的判断力においてはどういうことになるのか、ということから述べます。「特殊的なもの」とは、合目的な関連を見い出すために、個々の経験的諸認識をふまえるそのこと自体を意味します。カントの理論に従えば、それは悟性によって与えられる経験的認識で、その基本にはカテゴリーが含まれることになります。単純化していえば特殊的なこの個々の経験的諸認識をふまえ、それら諸認識の関連において、より一般的な合目的な関連への発見へとすすむわけですが、これがすんなりいくわけではありません。そこに反省的判断力の「反省的」の意味が出てくるのです。やや人為的な説明になってしまいますが、次のようにいえます。目ざすところはより一般的な概念である合目的性ですが、与えられている諸認識の組み合わせによっては、合目的性がいくつもあらわれるかもしれませんし、あるいは全く合目的性に達しないこともあります。そこにより統一的な、より秩序づけられた統一的な合目的性が要求されるわけです。「序論」ではカントは「自然の特殊化の原理」がそのような働きをすることを述べています（^{XXXVII-XXVIII}_{C254-255}）。要約しますと、個々の諸認識から直ちに一般的な合目的性がえられるのではなく、与えられた個々の諸認識間に、ある従属関係が生じて、統一的な合目的性にいたるためにこの特殊化の原理が必要だというわけです。この特殊化の原理は、一方で合目的性をふまえながらその諸認識の差異への方向へとむかい、ついには特殊的な諸認識にいたるところで、諸認識間の従属関係が形成されるわけである。すなわち、諸認識間に統一的な従属関係が成立するためには与えられた諸認識と特殊化の原理の働きとの間にフィードバックする働きがあるということ、これこそがまさに「反省的」の意味なのです。もともと「合目的性」といったものには、このフィードバックするとの意味あいが含まれています。ここに述べられている合目的性は、ある特殊な認識論的な意味でいわれておりますが、通常の行為としての拡張された「合目的性」においても、このフィードバックするという意味あいは保持されます。例えば、家を購入するために、ローンを組んで借金するという場合、借金は家の購入の原因といえますが、それは家を購入するという目的のために、

あるいはその目的を達成するために、あらかじめ仕組まれた行為なのです。いわば「先取りされた原因」なのです。まさに、この「先取りされた原因」こそ、私がいまここでフィードバックするとの意味であり、「反省的」ということの意味なのです。この「特殊化の原理」に関しましてはまたのちに言及することにいたしましょう。

美感的判断力における「反省的」とはどのようなものなのでしょうか。ここでもフィードバックが生じます。でも主役は想像力〔構想力〕です。フィードバックが起こるのは、合目的性が形成されるさいに（それが形成されなければ快の感情は生じません），客觀（対象の形式）と主觀（認識の諸能力）との間に起こるのです。芸術の創造の場合と鑑賞（あるいは自然美の観賞）などとの間にはこの対象形式と認識の諸能力との間にはいささか相違があることになるでしょう。創造の場合には、認識の諸能力のうちの主役である想像力〔構想力〕は概念から直觀へと働き、合目的性を形成するような仕方で、対象の形式が創造されるのでどうし、鑑賞（あるいは観賞）の場合には想像力〔構想力〕は直觀から概念へと働き、もし快の感情が生ずるならば、合目的性を形成することになるでしょう。この際にフィードバックの働きの主役が想像力〔構想力〕なのです。カントはこの事情を次のような表現で述べています。それ〔認識の諸能力〕が反省的判断力において、戯れている die [Erkenntnisvermögen] in der reflektierenden Urteilskraft im Spiel sind (XLIV^{C 259}) というのです。「戯れている」は「遊びがある」と訳したほうがより適切かもしれません。つまり合目的性を作るような仕方で、対象の形式に対して、認識の諸能力がフィードバックするさまを述べているわけです。このことに関してはもっと詳しく論じなければならないかもしれませんが、これでやめます。

合目的性、描写、反省的判断力とバラバラに述べてきましたが、それらは相互に内的関連があるとみたほうがよいようです。中心概念の「合目的性」ではその基本的な性格と一般的な仕組みが、描写は合目的性の表現、表出の面をいいあらわしており、反省的判断力は、その合目的性がもつ、もっとも特徴的な仕組みの面をいいあらわしているとみることができます。いずれにせよ、それら共通の概念を、美感的判断力と目的論的判断力とがもつとしても、両者にはかなりの質的な相違があるのではないか、との印象をもつのです。すでに述べましたが、美感的判断力は基本的に悟性と同じ（やや意味が異なるのですが）ア・プリオリな構成的原理ですし、それに対して目的論的判断力はそれとは全く異なる統制的原理なのです。それを以上のような共通項によって、強引にまとめあげているとの印象があるのです。しかし、このことは次のようにいふことができるかもしれません。同じ判断力でありながら一方構成的原理に近い性格をもち、他方は統制的原理の性格をもつこの判断力の多義性こそが、自然概念と自由概念を仲介する概念にふさわしいのだという見方です。つまりこの判断力は自然概念と自由概念の中間的な性格をもつことを示すことによって、両概念を結びつける根拠が示された、とする考え方です。カントに明らかにそれを意図して述べている箇所があります。詳しくはすでに他のところで述べておりますので⁽²⁾、なんの説明も加えず結論だけを申しあげておきます。それは「序論」の最後の部分にあります。要約するとこうなります。超感性的基対に対して、悟性は全く無規定 ganzlich unbestimmt のままであり、それに対して理

性は規定 die Bestimmung を与え、判断力は規定可能性 Bestimmbarkeit を与える、とっている（LV-LVI
C 265-266）ことです。判断力の規定可能性との性格づけは構成的原理的な美感的判断力にも、統制的原理である目的論的判断力に対しても、内容的にその性格をいい表した、うまい表現です。また悟性の無規定なことも、理性の規定も、すばりその性格をとらえています。その意味でカントは判断力の中間的性格（悟性と理性の）をとらえた、少なくともその根拠を示すことができたと確信したにちがいないのです。それにもかかわらず、私の主張はそのことに関して、うまくいっていないのではないか、との疑念をもっていることはすでに申しあげたとおりです。それではカントにおいて、自然概念と自由概念との結びつきはどう考えたらいいのか、そのことを次に申しあげます。

2

自然概念と自由概念との結びつき、それは基本的に第一批判の第三アンチノミーで基本的に解決済みではないのか、というのが私の考え方です。ひとつ第三アンチノミー、それもそのアンチノミーの解決がどのようなものであったのか、その要点だけを申し上げましょう。詳しくは、拙論を御参考下さい。⁽³⁾

第三アンチノミーは定立が「自然の法則に従う原因性は、世界の諸現象がことごとくそれから導き出されるような、唯一の原因性ではない。諸現象の説明のためには、なお自由による原因性を想定することが必要である」。反定立が「自由なるものではなく、世界におけるすべてのものはただ自然の法則にしたがって生起する」。定立が世界におけるすべてのものが原因、結果の法則に支配されているだけでなく、それ以外の自由からの原因性を認めているのに対し、反定立は因果の原因だけしか認めない、つまりすべてが因果法則によって決定されていることを主張しているわけです。このアンチノミーに対してカントは、「ある状態を自分自身から始める能力」を可想的原因として認めることにより、自然と自由の両者が同一の出来事にさいして、異なる関連が同時に生じうるということによって、解決するのです。ですから、アンチノミー解決のポイントは、第三アンチノミーにおいては可想的原因を想定するところにあるわけで、これは第四アンチノミーの解決とともに、可想界を想定することにほかなりません。物自体という可想界と現象界を区別するのはカント哲学にとって、アンチノミーを避けるためには、どうしてもとらざるをえなかつた処置だったのです。このことに関してはこれだけにします。この解決によって生じる帰結は次のとおりです（自然と自由にかかわることのみおおざっぱに申しあげます）。

- (1) 行為の結果が直接的に、現象においてあらわれること。従って、行為の結果は現象の系列に一つの変項を与えるものとなる。逆に、行為の原因は現象の系列と独立的であること、つまり自由であること。
 - (2) 自然概念は自由概念と結びつくのは現象界を踏まえ、それを根拠に可想界を認めるという、統制的原理によるものであること。
- (1) は次のことを意味します。私の目の前に今、コップがありますが、私はこのコップに水を

注ぎ、水を飲むことができますし、飲まないこともあります。飲めば、飲まないときに生ずる現象の系列に変化が生じます。まずコップがぬれますし、手がすべてコップをこわすかもしれません。コップがこわれれば掃除をし、また新しいコップを購入するために金をつかい、またコップ一つではどうしようもありませんが、もうかるところもある——という系列が考えられますし、また私の喉がいやされ、よくしゃべるようになり、うっかり失言して質問を多く受けるかもしれません。とにかく水を飲んだことによる現象における系列が形成されます。ここで私が水を飲むこともできるし、飲まないこともできるということがミソなのです。そのことが現象の系列から自由であること、「ある状態を自分自身からはじめる能力」つまり「端的に第一の始まり」とは、行為の結果が現象において始まること、そして現象における系列が行為をしなかったときとは違った系列として現れることを意味します。そしてまさにこの行為を決定づける選択意志こそが、このような自由のもとにあるということによって、道徳的に問われる理由（根拠）もあることになるのです。カントは具体的な例として、ある人が悪意ある嘘によって、ある種の混乱を社会にひき起こすことを仮定し、次のようにいいます。彼が嘘をつくにいたった種々の原因、例えば、悪い教育、悪い付き合い仲間、彼の軽はずみと分別のなさなど——、もしこちらによって嘘をつくにいたった原因が追及されれば、彼の行為は自然必然の法則が支配する領域内にあることを示します。ところが実際は嘘をついた彼自身が非難される。それは、それらの諸原因を考えたとしても、彼は嘘をつくことも、また嘘をつかないこともできた、従って嘘をつくべきではなかったと非難されるのです。ここに選択意志があり、基本的に自由があったとみるわけです。

(2) は自然概念と自由概念の結びつきを意味しますが、統制的原理によるものであるかぎり、それほど強力なものではありません。(1) に示された解決の仕方によって、私たちはカントが自由の可能性を証明したのだ、といいたくなりますが、カントははっきりそうでないといっています。カントによると、自由の現実性を説明しようとしたのでもなく、また自由の可能性を証明しようとしたものでもないのです。それは自由が超越論的理念だからである (A⁵⁵⁷⁻⁵⁵⁸ B⁵⁸⁵⁻⁵⁸⁶) というのがその理由です。これは次のことを意味します。自由という可想的原因は、もともと経験をふまえて類推され、設定されたもの。したがって統制的原理は原因性の系列を完結するものとして、可想的原因を想定することを許しますが、その可想的原因そのものが客観的に存在すると主張するものではないのです。せいぜい経験に矛盾しないかぎり、さらに経験をうまく説明しうるならば、その想定は十分に意義あるものだ、といった程度のものなのです。経験を踏まえての類推の意味を認めながらも、その客観性を弱い仕方でしか認めないのでから、その結びつき（自然と自由の）はそんなに強力なものではないわけです。でも自然概念と自由概念との間を統制的原理によってあれ、結びつけたのはカントの一つの功績です。ですから、両者の結びつきは、強力なものではないとしても一応第三アンチノミーの解決において示された、というのが私の主張なのです。

アンチノミーの解決において、「統制的原理」が出てまいりました。ここでは統制的原理とそれに関連する話を申しあげます。

まず最初にお断りしなければならないことは、ここで「統制的原理」とは「構成的原理」に対

細谷：第三批判「序論」にみるカントの哲学体系

立した概念だということです。ですから、第一批判の超越論的分析論の「経験の類推」にあらわれる統制的原理は本質的に構成的原理で、私が述べようとしている「統制的原理」ではありません。カントはのちにこの「経験の類推」での統制的原理が、経験に関しては構成的である（^{A664}_{B692}）と明確に述べています。そればかりでなく、カントの哲学全体をみればそのことは明白です。簡単にいえばこうです。「経験の類推」は悟性の原理であって、カテゴリーであること、それに対して私たちが問題にしているのは、カテゴリーとは異なる理性の原理なのです。カント自身、非常に誤解を受けやすい表現をしていますが、両者に共通な意味あり、つまり異質なものを類推によって結びつけるといった意味から、たまたま同じ名称となっただけのことで、本質的には全く別ものと考えたほうがいいのです。

さてこの統制的原理は、カントの著作のあちこちに現れます、重要なのは三箇所といってよいと思います。そのうち二つは第一批判で、ひとつはアンチノミーの解決としてあらわれ、もひとつは、「付録」（^{A642-668}_{B670-696}）で扱われます。三つめは第三批判の「序論」で、目的論的判断力として統制的原理が述べられるのです。ここでは「付録」で述べられている統制的原理に関して申しあげたいと思います。

いまここで「付録」とのみ申しあげておりますのは、正確には「超越論的弁証論のための付録」です。この「付録」が興味深いのは、もともとアンチノミーの解決にでてきた統制的原理の補足の意味もあったとは思いますが、統制的原理そのもののもつ特性を、総括的に、さらにはこれら原理の積極的な役割に関して述べられていることです。要約いたしますと、体系的統一のためには「ある理念」が必要なこと、それは統制的原理によるものであることが、はっきり示されているのです。そして体系的統一のためにどのような統制的原理が具体的に機能しているかも述べられています。ここではこの「付録」におけるカントの結論めいたところだけを申しあげます。

種々ある統制的原理もカントによると、ほぼ三つの原理に還元できます（古来からある統制的原理的な命題も含めて）。その原理とは形式に関しての「特殊化の原理 das Prinzip der Spezifikation」「同一性の原理 das Prinzip der Homogenität」そして「連続性の原理 das Prinzip der Kontinuität」（^{A658}_{B686}）です。特殊化の原理とは諸物に差異を見い出し区別することであり、それに対し同質性の原理はそれぞれの差異ある諸物に、なんらかの共通性を見い出してまとめあげ統一の方向へとむかうこと。連続性の原理は、この特殊化の原理と同質性の原理で得られた諸物に、全体として欠如がないように、連続的に統一していく働きをする原理です。ここでの原理の説明はやや形式的ですが、これら諸原理は悟性的諸認識を踏まえて機能します。つまり悟性的諸認識があつて、これらの諸原理が機能して、それら悟性的諸認識は体系的に統一あるものとして示されるというのです。カント自身はこれらの原理が発見的原理としても機能すること、たとえば、これら原理を使って「彗星の軌道」が導き出されることを、カントは思考実験的に示しています。

以上の説明では、どうも十分ではありません。もっとくだけていえば、次のようにいえます。バラバラな諸認識が体系的、統一的な認識となるためには、そのようにさせるためのなんらかの原理が必要だということを、カントは示したのだということです。そのなんらかの原理が統制的原理な

のです。

これら諸原理は、いろんな仕方で働きます。例えば、具体的に存在するものを、「純粹なもの」を理念として想定し、その理念としての「純粹なもの」によって、種々の具体的な不純なものの度合いが統一的に示されることになります。その「純粹なもの」は現実に存在する必要はないのです。カントはそのような理念を虚焦点 *focus imaginarius* にたとえています。すでに述べました「可想的原因」も、ある出来事の原因、さらにその原因の原因-----と逆のぼっていき、いわば虚焦点としての「可想的原因」を考えているのです、それと同時にそこに選択意志としての、理性の自由が考えられるわけです。第四アンチノミーの解決では「可想的原因」を考えるのではなく、「可想的な存在者」を設定することになります。とにかく、統制的原理は種々の仕方で機能しますが、その統制的原理は上記の三つに還元できるというのが「付録」での結論です。それではこの統制的原理と目的論的判断力での統制的原理としての「合目的性」とは、どのような関係にあるのでしょうか。

結論を急ぎましょう。「付録」においては体系的統一を可能にさせる原理として、統制的原理一般を論じましたが、第三批判では目的論的判断力の統制的原理を「合目的性」という概念によって具体化した、従って「合目的性」の概念には、最初から認識の体系的統一ばかりでなく、ありとあらゆるもののが関連づけを目指す、統一の意味が先取りされている、ということです。これはまた目的論的判断力の「合目的性」の特異な性格を作りあげています。認識は通常対象によって与えられ、それにもとづいて構成されていると考えられます。御存知のとおりカントはすべてそうではなく、経験のある部分にア・プリオリな原理がひきこまれていることを主張しますが、結局基本的には外から与えられたものによって決定される、とみていいのです。

それに対して、この目的論的判断力の「合目的性」によって得られた認識はそうではありません。統一が先取りされていて、いわば、その原理に適合するものだけによって組み立てられるような側面があります。ですから、原理による認識の整理といった側面と、その原理にもとづいて関連づけを見い出すといった発見的な側面をも、この原理はもつことになります。すでに申し上げましたが、目的論的判断力の合目的性が、美感的判断力における合目的性とかなり異なるものであることは、この点からもいえます。美感的判断力の合目的性は快の感情（美）を説明するための根拠ですが、その合目的性がどうして作られるかといえば、対象の表象が合目的性を構成するのです。しかしこの場合、対象の表象は認識要素ではありません。対象の形状を把握するために、認識要素を含むかもしれません、あくまでその対象の表象が快をひきおこすかどうかにある限り、快を構成する要素ではあっても、認識要素には関係ないのです。ですから美感的判断力はア・プリオリな構成的原理による、といっても悟性認識とは違ったア・プリオリな構成的原理なのです。

再び統制的原理に関する話に戻りましょう。アンチノミーの解決でも「付録」でも、統制的原理の重要な特色の一つは、経験をふまえること、従って経験に矛盾しないかぎりにおいて、統制的原理をおしすすめることができました。目的論的判断力における合目的性においては、その判断力を反省的判断力とも特色づけ、「反省的」であることを条件づけることによって、この関連をその概

念のうちに組みこむことになりました。また「付録」では三つの統制的原理によって、体系的統一がなされるかのような叙述がなされていましたが、目的論的判断力では、認識の体系的統一を含め、すべての統一が合目的性の名の下に全面に押し出されたことです。すでに申しあげましたが、三つの統制的原理という1つの組みはなくなり、その中の特殊化の原理だけが残される結果になりました。それは次のような事情によると思われます。合目的性という形式的ではあるが統一的な関連を表す概念によって、同質性の原理と連續性の原理によって到達しうると考えられる統一的関連が与えられたと考えられること。問題はその合目的性が他方に与えられている諸認識と、どのように関連しあうか、にあります。そこで一方で合目的性の概念と結びつきながら、最後には与えられている諸認識と結びつくように機能する、特殊化の原理だけが残ったものと考えられる訳です。どうも人為的な説明になってしましましたが、カントの考え方もかなり人為的です。かえってここに少なくとも形式的であってもなんらかの関連づけを完成させておこうとのカントの意図があるような気がしているのです。

3

いよいよ、まとめるときがきました。ここでは自然概念、自由概念そして美の概念の三者を、なんらかの仕方で統一しようとするカントの意図は、形而上学的課題としてまだ残されているのではないかとのことについて申しあげます。その前にほんの少々、今まで述べたことを振り返ってみたいと思います。

三者の関連に関して私の考えはこうでした。自然概念と自由概念との関連は基本的に第三アンチノミーの解決に示されたこと、つまり自然概念をふまえ、そこから可想的概念を想定することにより達成されたこと。他方、判断力は悟性と理性の中間項としての性格をもつことがカントによって示されたが、その判断力は美感的判断力と目的論的判断力を含んでいて、その両判断力の性格はかなりちがったものであること。それなのにカントは第三批判では両判断力には共通性があること、すなわち合目的性、反省的判断力そして描出によって両者に共通性があることを強調していました。またカントはすべての能力を三つに還元させ、それらの領域を「表」に示したけれども、そこには目的論的判断力は、「表」そのものにはあらわれていなかった、しかしこの判断力の合目的性が、三つの能力を関連づけるはずのものであったこと。それは「付録」における三つの組からなる統制的諸原理を、目的論的判断力の合目的性という1つの原理に、基本的に変更したものとみられるものであること。しかしそれはあまりにも形式的、人為的で、それこそ三つの領域の関連が十分に明らかになったとはいえないということです。なぜなら、私の理解では、たしかに自然概念と自由概念は結びつき、判断力の美感的判断力と目的論的判断力は合目的性などの概念によってその共通性が示されたといえるでしょう。しかし自然概念や自由概念に対する判断力の領域への関連はなお十分とは思えません。わずかにカントのしたことは判断力が悟性と理性の中間的性格をもつことを示したにすぎないのです。これはあまり強力とは思えません。しかしこのように述べ

ているところがあります。「序論」においてですが、意図の達成が快の感情と結びついていることが述べられています。ただこの意図の達成というものが、欲求能力にもとづく意図や、実践目的にもとづく意図ではなく、自然の統一を見い出すといった、広い意味での認識上の意図なのです (XXXIX_{C 256-257})。もしこの意図の達成が実践的目的にもとづく意図にまで拡大されて主張されているならば、今までの論理から、三つの領域は関連あるものとして、結びつけられるかもしれません。残念ながら、私の見る限り、カントにおいてはそのようになっておりません。

以上のように見る限り、自然概念と自由概念は、判断力の領域とどうも切り離されているとの印象が強く、最初に述べた私の結論になるわけです。しかしカントの意図はそうでないこと、それはいろいろなところに顔を出します。その代表的な例として、今は第一批判の方法論のある箇所をあげておきましょう。まずカントはア・プリオリな原理だけを含む「自然の形而上学」「道徳の形而上学」といった狭い意味の形而上学ばかりでなく、経験的な諸原理をも含む理性認識としての、つまり経験的哲学をも含む形而上学を考えていたと読みとれるのです (A⁸⁴⁰⁻⁸⁴²_{B 868-870})。ですからそれは、人間学といった経験的学問をも基礎におくのです。そしてそれによって求められるのは、広い意味の「幸福」Glückseligkeitです。またここはよく知られた箇所ですが、カントは三つの問い合わせを提示しています。「私たちは何を知ることができるのか」「私たちは何をなすべきか」そして「私たちは何を望んだらいいのか」です。一番目が理論的領域で、二番目が実践的領域であることは、明らかです。三番目はどのような領域とみたらいいのでしょうか。ほんとうはこここのところを議論しなければなりませんが時間がありません。申しあげたいのはこの三番目は一番目と二番目を含んだうえでの問い合わせだということだけです。そしてカントはそれを広い意味の形而上学の下において展開しうると考えたらしい、ということなのです。このことは次のような結論に導きます。カントは彼の考えるなんらかの形而上学において、すべての領域を含む統一を考えていたこと、批判において、その基本的関連を示そうとはしたが、必ずしも成功しなかったのではないか、というのが私の考え方です。

どうも長い間、有難うございました。

[これは1993年5月24日「東京都立大学哲学会」の研究発表大会での発表に加筆・訂正したものです。会員諸氏]
] のご助言に感謝いたします。

[注]

- (1) ページ数の表示はほぼ次のようにする。「純粹理性批判」は第一版を上段、第二版を下段とし、それぞれページ数の前にA、Bを付す。「判断力批判」に関しては、上段はアカデミー版のページ数、下段はカッシーラー版のページ数で表し、Cをページ数の前につける。
- (2) 拙論『第三批判の「判断力」(その1) —— 合目的性の概念——』鹿児島県立短期大学紀要 第41号 (1990年12月)
- (3) 拙論「カントの第三アンチノミー」鹿児島県立短期大学紀要 第34号 (1983年12月)

(1993年9月28日受理)